# 大和国霊感寺と御霊信仰

#### 鷺 森 浩 幸

#### はじめに

『類聚国史』天長五(八二八)年一二月一五日条に次

のような記事がみえる(一八二施入物)。 備前国稲一千束 充::大和国霊感寺:。

建記事とはいえず、創建時期はこれ以前と考えるべきで が、ここから当時、大和国に霊感寺という寺院が存在 の考察を行うものである。なお、この記事は霊感寺の創 たことが確認できる。本稿はこの寺院についていくつか 備前国の正税稲を支給するだけの簡単な記事である

とである。現在、インスピレーションの訳語として神仏 あるが、具体的なところは不明である。 霊感とは神仏が示す霊妙な感応、不可思議な感応のこ

> な感応の意味が普通であるが。以下の事例に留意したい がのりうつったような感じや人間の精神が感じとる霊妙

『続日本後紀

**承和元(八三四)年四月六日条** 勅 防二災未」以萌 兼致二豊稔」。修善之力 職此之

僧寺」 三ケ日内 由。宜」令上畿内七道諸国 薬師悔過上。迄二于事畢 昼則転||金剛般若経 択 禁 |断殺生|。 |国内行者| 又如有二疫 夜則修史 於 --国分

承和七年六月一三日条

各於||国界||攘祭。務存||精誠|

必期…霊感」。

勅 傷未」弭。 去年秋稼不」登 加以季夏不」雨 諸国告」飢。今茲疫癘間発 護」国安」民 嘉苗擬」焦。夫銷」殃受」 事由::修善之功 夭

祐

必資二般若之力

宜下命 五畿内 七ケ日間 昼転二大般若経 夜

修中薬師悔過上。長官精進 必致 ||霊感||。修善之間

## 嘉祥二(八四九)年二月二五日条

断殺生

陰陽寮言 ||冥威||。存済之方 頃来染」疫之人 往々夭亡。夫護防之恃 今年疫癘可↘滋。又四五月応↘有□洪水 亦期□梵力」。宜」令►五畿

一七ケ日 必呈;這感。。 昼転||経王| 夜礼中観音上。 如レ法

内七道諸国

奉二幣名神一

兼復於二国分二寺及定額

#### 日本三代実録

## 貞観九年一一月二九日条

(略 水害・干害・疾疫の予言) 三日斎潔 令山奉二読金剛般若及摩訶般若」。 宜上告二天下諸

又命::七大寺:

講::演仁王般若:。

以二内舍人一為」使

共勤加レ察。 勾||当其事|。与||專寺僧綱及別当二綱五師等|。 但若来若去 応△物隨 機。 苟无;至誠 相

何通 読経之頃 |霊感|。然則内外文武百官人等乃至庶人百姓 至」心帰」命 不」食…薫血」 慎忌…殺

同じ文脈で用いられたといえる。疾疫 引用が長くなったが、これらの史料で霊感の語はほぼ (疫癘)や水干害

など、あるいはその予兆が生じたなかで、昼の大般若経

の際に霊感を実現する(得る)ことを求める。それは人々 金剛般若経の転読や夜の薬師悔過や観音悔過を行い、そ

して得られるのである。ここでの霊とはさまざまな災害 が精誠・至誠を尽くし、法のごとく修行して行う結果と

御霊信仰と密接に連関することが読み取れよう。御霊と を引き起こす霊魂(怨霊)のことと解釈することができ、

聚三代格』などの法制史料をみても、霊感の語が使用さ 明確に示されることはないが。六国史や『延喜式』『類

に現れるようである。御霊の存在が強く意識され、 御霊

れた時期はこのように限定され、この時期のみに集中的

する。 信仰が大きく広がるのもこの時期であり、それとも適合 それでは 「霊感」 | 寺とはいったいどのような性格や意

義を持ったのであろうか。

#### 霊感寺と「双墓

この寺院に関する別の史料がある。

『日本三代実録』に二つの記事がある。ひとまず、『国

史大系』に従って記すと次のようである。

(A)貞観三 (八六一) 年一〇月二二日条 位楢本神従五位下」。 授二雲感寺無

B貞観八年五月二四日条 五位下楢本神|列||於官社|。 以二大和国平群郡雲甘寺従

(A)に「雲、原作霊、拠下文貞観八年五月紀及神名式改、

がわかる。貞観八年五月紀とはBであり、神名式とはも 本は「霊感寺」と記載するが、「雲感寺」と改めたこと 而此上恐脱大和国三字」と校訂注が付けられており、原

ちろん『延喜式』神名上である。ここにも大和国平群郡 の神社として「雲甘寺坐楢本神社」がある。

と考え、Aも同一の寺院をさすと考えるのが妥当であろ と『延喜式』で共通するが、「甘」「感」は音通するもの さて、この改訂は正しいであろうか。雲甘寺の名は®

う。『日本三代実録』の二つの記事と『延喜式』が同じ「楢

寺院の名としては不審である。「霊感寺」が理解しやすい。 いるが、「雲感寺」「雲甘寺」は語意がいまひとつ難解で、 「雲甘」の熟語はなく、「雲」は「霊」の誤りと推測して 本神社」とする点からもまちがいない。すでに伴信友が

「雲」を「霊」の誤写とみて、貞観三年一〇月二二日条

は大きい。ただし、『東京国立博物館古典籍叢刊 の原本のとおり、この寺院が「霊感寺」であった可能性 九条

郡にあり、楢本神社が併存し、それが貞観期に従五位下 家本延喜式』で確認しても、やはり文字は「霊」ではな く「雲」のようである。これから、霊感寺は大和国平群

の位階を持つ官社となったことがわかる。 楢本神社は現存する神社である。これに関する近世以

「大和名所図会

来の地誌の記載を掲出する。

名帳に出づ 梨本祠 梨本村にあり 今は野馬田明神と称す

「大和志

雲甘寺坐楢本神社 月授従五位下 八年五月列於官社 三代実録作霊感寺 ○在梨本巳郡尾 貞観三年十

### 邑 今称野馬田明神

#### 『大日本地名辞書』

雲甘寺坐楢本神は梨本村野馬田明神なり 県名勝本神叙位 延喜式云 雲甘寺坐楢本神社 大和志云楢本神社 三代実録云 貞観三年 平群郡霊甘寺楢

志云 梨本の字宮脇に在り 雲甘寺坐楢本神は梨本村野馬田明神なり

#### 「大和志料」

詳 明細帳には菊理比売命とあり) 但し雲甘寺の村社たり 祭神詳ならず(注:特選神名帳には不雲甘寺坐楢本神社 延喜式に見ゆ 平群村大字梨本

三代実録に霊感寺に作る 已廃し址詳ならず

社明細帳』にもとは東四町の己郡尾(ミコホリヲ)にあったようである。また、明治二五(一八九二)年の『当神現社」とあり、上にもあるように、野馬田明神と称されものであろう。宝永三(一七〇六)年の記録に「白山権称は雲甘寺とされるが、これは『延喜式』などに基づく梨本村は現在の奈良県平群町梨本にあたる。寺院の名

存在したようであるが、そこに近接して、現在、長屋王・霊感寺は現在の楢本神社の鎮座地から東四町の地点に

在、直径一五メートル、高さ一・五メートル程度の円墳吉備内親王墓に比定される墓が存在する。長屋王墓は現

くい。二つの墓ともに被葬者は特定されていない。これ二〇メートル程度の円墳である。埴輪をともない横穴式二〇メートル程度の円墳である。埴輪をともない横穴式出室をもった古墳と考えられ、奈良時代の墓とは考えに 大の形態であるが、下に削平された六世紀前半の前方後 状の形態であるが、下に削平された六世紀前半の前方後

『大和名所図会』についても地誌を掲出する。

双墓 梨本村にあり 一は左大臣長屋王 一は吉備

内親王なり

『大和志』

双墓

在梨本村

称長墓

左大臣正二位長屋王

親王日並智皇子之女長屋王之夫人也年二月 遣使葬長屋王及吉備内親王屍於生駒山 内一称字司墓 二品吉備内親王 続日本紀曰 天平元

『大日本地名辞書

座されたという伝承が記録される。

た雲甘寺の鎮守社であったが、寺が廃され、現在地に遷

双墓 塚牛尾塚あり 梨本(上之荘の南)の東方字前と云所に長尾 相伝ふ長屋王吉備内親王の墓なりと

遣使葬長屋王及吉備内親王屍於生馬 (県名勝志) 続日本紀日 天平元年二月十二日

大和志料

双墓 せず。大和志に「一称長墓 平群村大字梨本にあり 左大臣正二位長屋王 何人の墓なるを詳に

年二月 遣使葬長屋王及吉備内親王屍於生駒山 内

一称宇司墓

二品吉備内親王

続日本紀日

天平元

された。その例を確認しておく。まず、淳仁天皇の例で

怨霊を鎮めるためにその墓の近辺に寺院

(陵寺) が創

親王日並智皇子之女長屋王之夫人也」と見ゆ

う読むかは確定的でないが、双を「ならび」と読めば 「大和志料」は「フタリ」(双の部分)とかなをふる。ど 双墓について、『大日本地名辞書』は「ナラヒノハカ」、

から長屋王と結びつけて理解されるようになったのであ なが」墓、「うし」墓と称されたようであり、「なが」 楢本(ならもと)とつながるかもしれない。二つの墓は

ろう。 在自体は古代にさかのぼらせて考えることができるかも 長屋王 吉備内親王墓と判断できないにしろ、 墓の存

> これはいわゆる陵 しれない。寺院名としての「霊感」が御霊信仰との関わ 神社のセットが存在し、御霊祭祀の場となっていた可能 りを想起させ、近接して墓らしきものがあったとすると、 (墓) 寺である。この地に墓・寺院

西山良平の指摘するように、八世紀末~九世紀初期に

性がある。

廃帝(淳仁)を改葬し僧六〇口を屈請して設斎行道した。 ある。宝亀三(七七二)年八月、使を淡路国に遣わして

「墓側」に住まわせ功徳を修めさせた。宝亀九年三月に 淡路親王(淳仁)の墓を「山陵」と称し、その母当麻山 そして、当地の年少で浄行ある者二人を得度させ、

ろ、皇太子山部親王が不予であった。得度した年少者が 背の墓を「御墓」と称し、随近百姓に守らせた。このこ

住んだのは陵に近接する寺院 (八〇五) 年正月、早良親王 もっとも著名なのが早良親王の事例である。延暦二四 (堂舎) といえる。

た淡路国に寺院が創建された。これは霊安寺という名で

(崇道天皇) のために陵のあっ

早良親王や井上内親王の山陵に付属する寺院が霊安寺 **—** 90 **—**  天皇社も存在した。八嶋陵は奈良市八島町に現存するが、 その後、 添上郡 た。『延喜式』諸陵寮に「八嶋陵 葬崇道天皇司が任命され、 大同元年に八嶋寺が創建された。さらに、崇道 兆域東西五町 南北四町 大和国に新たな山陵が作られ 崇道天皇 守戸二烟」とある。 在二大和国

された。もちろん怨霊を慰めるためであった。

あったらしく、

翌月に小倉が作られ、

稲

調庸綿が収納

四月に改

寺・神社は存在しない

井上内親王の山陵

(『延喜式』

諸陵寮に「宇智陵」五

は改葬あるいは皇后復称の直後と推定される。 復称し、墓を山陵と称することとなった。霊安寺の創建 年七月に、早良親王の天皇号追称と同時に井上を皇后と ととなり、翌年正月に改葬が行われた。延暦一九(八〇〇) 條市御山町)に隣接して霊安寺が創建された。宝亀八 (七七七) 年一二月に改葬し、墓を「御墓」と称するこ

> とみられる神像があり、中世の史料によると、桓武天皇 祀る御霊神社も存在する。ここには平安時代後半のもの り、 過・修理料にあてることとされた。また、井上内親王を 寺構作年久 この時に正税四〇〇〇束を割き出挙の息利を春秋悔 徒有::伽藍之名: 未、修二説法之事」」とあ

なし、干害が発生したからである。弘仁一(八一○) 一二月にも吉野山陵で読経が行われた。

の吉野山陵で掃除と読経が行われた。これは山陵が祟を

の創始とされる。大同四

(八〇九) 年七月、井上内親王

という名を持つことはやは注意される。ここでの 島寺や霊安寺と同じような時期に同じような状況のもと あろう。霊感寺も怨霊たる霊に感応した寺院であり、 味は怨霊の意味である。霊安とはそれを安んずることで 霊の意

## 貞観期の怨霊と霊感寺

暦一五

(七九六)

年鋳造の隆平永宝が含まれることから

検出された鎮壇具に延

かつて塔

で創建されたと思われる。

心礎やその周辺が発掘調査され、

七年一〇月二三日太政官符(『類聚三代格』一四)に「此

おおむねこの時期に塔が造営されたと考えられる。弘仁

概観してみる。 楢本神社に位階や官社の格が与えられた時期の状況を 表Ⅰは貞観元(八五九)年から一○年ま

表 I 貞観1~10年の災異と対策

年	月	内容
貞観元	8	5月から霖雨により大和国丹生河上雨師社で止雨祈願 大風雨により京師の人居の壊
		れるもの多し
	9	賀茂御祖・別雷・松尾・貴布祢・乙訓・稲荷社で止雨祈願 山城国月読社・木嶋社・
		羽束志社・水主社・樺井社・和岐社・大和国大和社・石上社・大神社・一言主社・片岡社・
		広瀬社・竜田社・巨勢山口社・葛木水分社・賀茂山口社・当麻山口社・大坂山口社・膽
		駒山口社・石村山口社・耳成山口社・養父山口社・都祁山口社・都祁水分社・長谷山口社・
		忍坂山口社・宇陀水分社・飛鳥社・飛鳥山口社・畝火山口社・吉野山口社・吉野水分社・
		丹生川上社・河内国枚岡社・恩智社・和泉国大鳥社・摂津国住吉社・大依羅社・難波大社・
		広田社・生田社・長田社・新屋社・垂水社・名次社で止雨祈願
	10	諸国の天神地祇に奉幣 (9月の祈願の効果あり稔りあり)
	5	地震・雷電・雹により端午節停止
	6	5月から霖雨・大水
	9	大風により京師の百姓廬舍の破損甚だ多し 風雨やまず都城の東西2河洪水 浜海
貞観2		の地で潮水が漲溢
	10	真如の上表により大和国平城京中の水田55町余を不退・超昇寺に施入(亡霊の宿心を破
		らず聖朝の冥助に資するため)
	11	烈風雷雨 人々の廬舍が多く破損
	3	東大寺で無遮大会を設け大仏を供養
貞観3	5	近京名神七社で祈雨
貝賊る	8	赤痢が流行し子供が罹患し死者多し
	10	霊感寺の楢本神に叙位
	5	霖雨やまずさらに雷電大雨となり庭に水があふれる
	6	平城旧京中勅旨田30町を高岳親王・紀種子・大原全子・藤原乙名子に返し興福寺宿院に
貞観4		与える 5月から霖雨により飢饉
	9	京師の井泉が枯れ勅して神泉苑の西北門を開き水を汲むのを許す
	12	在原善淵の奏上により高丘親王の創建した堂舍の地に一舍の建立を許す
	2 3	咳逆病のため内宴を停止   御在所・建礼門・朱雀門で大祓   京師で賑給(前年冬か
		ら咳逆病の死者甚だ多し)
		大和国吉野郡高山で祭事を行い虫をはらう 多武峰墓(藤原鎌足墓)の四履内での百
		姓の伐木放牧を禁止   諸国の名神に奉幣(咳逆病の流行に神の感応あり)   疫病の予兆があり安居中の経王講
貞観 5	4	説を命じる この月、霖雨
	4	マ野社の久度・古関神・合殿比売神に叙位 神泉苑で御霊会を修する(疫病が流行し
	5	死亡する者甚だ多し)
	6	この月、霖雨
	7	<b>豊りの予兆により大極殿で伊勢大神を奉祷</b>
	- 8	神泉苑で修法を行う
	0	TENNIC VIDENCE II I

	5	霖雨により京師で賑給 駿河国富士郡の浅間大神大山(富士山)が噴火
貞観6	7	平野社の今木神に叙位 富士大山大噴火 神社の修造・修飾を命じる
	8	浅間名神に鎮謝し奉幣
	11	畿内・山陽道・南海道に疫病の予兆があり、般若大乗を転読
	12	肥後国阿蘇郡の健磐竜命神霊池が震動・池水の沸騰あり
貞観7.		肥後国阿蘇郡の神霊池の異変により寺院での薫修(金剛般若経の転読)・神社での奉幣、
	2	   賑給、租税未納の免除を命じる
		じく山階山陵・柏原山陵・嵯峨山陵・深草山陵・田邑山陵に祈願
	4	内裏・諸司諸所で十善戒を受け・般若心経を読む(前年の咳逆病・今年の疫気のため)
		神泉苑・七条大路衢で般若心経を読み、夜に佐比寺僧恵照が疫神祭を行う 伴健岑を
	5	放免し勅により出雲国に移す 多武峰墓辺寺に居住する近士賢基に米を支給し墓の四
		至内を検察させる 雷雨 霖雨
	12	甲斐国八代郡の浅間明神祠を官社とする(八代郡の暴風大雨など・富士大山の噴火のため)
	1	陸奥国の鹿嶋大神の苗裔神に奉幣し、鹿嶋大神宮の造宮材確保のために周辺に樹木を植
		える
	2	肥後国阿蘇大神に奉幣。同神に対し金剛般若経・般若心経を、大宰府の城山四王院に対
		し金剛般若経・般若心経を転読 摂津国住吉神社で金剛般若経・般若心経を転読
	3	紫宸殿で大般若経を、近京26寺・大和国香山・長谷・壼坂寺で金剛般若経を転読
	閏 3	京城の貧窮者を鴨川辺に集め新銭・飯を支給 近京33寺で金剛般若経・般若心経を転
		読
貞観8	4	近京16寺・近江国梵釈寺・崇福寺で金剛般若経・般若心経を転読
	5	大和国平群郡の霊感寺の楢本神を官社とする 霖雨
	6	大旱により飢餓となり京師の人が多く東堀河の鮎を捕る
		が多く樹木を伐採し炎旱が発生、山陵に奉謝
	7	宮城中・京畿七道諸神および大和国丹生川上雨師神に祈雨 賀茂御祖・別雷・松尾・
		丹生川上・稲荷・水主・貴布祢神に祈雨   藤原良継墓に守家徭丁を置く 東大・興福・元興・薬師・西大・大安・法華・延暦寺
	10	
貞観9	1	で大般若経を転読 近京33寺で金剛般若経・般若心経を転読 疫病の予兆により諸国で仁王般若経を転読し鬼気祭を行う
	1	前年の早により京師で飢餓、賑恤 豊後国速見郡鶴見山の三池が震動し異臭が生じ、
	2	磐石が飛び温泉が沸騰
	4	豊後国の鶴見山の火男・火売神に謝し大般若経を転読 飢饉 霖雨
	5	月次祭・神今食を延期 宮城京邑の病苦・死喪者が多く朱雀門前で大祓 前月から
		素雨
	8	肥後国阿蘇郡の山嶺が震動し崩れる(言上)
	11	諸社に班幣(疫病・風雨の予兆にもかかわらず稔りあり)
貞観10	7	大和国吉野郡の深山の沙門道珠に布米を施す 播磨国で大地震があり官舎・定額寺の堂
		塔などすべて倒壊
	8	霖雨
	9	14神に対して奉幣し止雨祈願

『日本三代実録』からおおまかに拾い上げたものである。での自然災害やそれに対する宗教的なものも含む対策を

自然災害や伝染病の流行などが起きた。夏の霖雨は毎年従来から注目されてきたように、この時期はさまざまな

のように起き、干害もめだった。貞観五年の咳逆病の大

など、大きな異変も相次いだといえる。

流行や翌六年の富士山の大噴火、

阿蘇山の神霊池の異変

きは貞観五年五月の神泉苑での御霊会である。周知のごさまざまな対策が実行されたなかで、まず、注目すべ

王)・伊予親王・藤原夫人(吉子)・観察使(藤原仲成)・の対策で、この時、御霊とされたのは崇道天皇(早良親とく、この御霊会は百姓が咳逆病に多く罹患したことへ

として強く意識されたのはこの六人であったことはまち橘逸勢・文室宮田麻呂の六人の霊であった。当時、御霊

がいない。

の上表により、もともと大同四年に上毛野・叡努・石上に関わる水田の施入などの措置が行われた。二年、真如の子)や在原善淵(高丘親王の子)が主導して平城天皇貞観二年から八年にかけて真如(高丘親王 平城天皇

あった。不退寺は平城天皇の萱の御所跡に在原業平(平つて施入したものの、その後收公されてしまった水田で田が不退寺・超昇寺に施入された。これは内親王らがか内親王(いずれも平城の子)に与えられた平城京中の水

寺は高丘親王が承和二(八三五)年に楊梅宮の跡地をた城天皇の孫 父阿保親王)が創建したと伝承され、超昇

表に「不」破言亡霊之宿心。「将」資言聖朝之冥助言」とそまわり創建したと伝承される。これについて、真如の上

たことが亡霊の宿心を破る行為であったと解釈できる。あるが、かつて内親王たちに与えられた水田が収公され

る。
つまり亡霊とは平城天皇自身の霊と理解することができ

貞観四年六月に同じく平城京中の勅旨田が高岳親王・紀

創建した堂舎が荒廃したので一舎を建立することを求め、に与えられた。同年一二月に在原善淵が奏上し高丘親王の種子・大原全子・藤原乙名子に返され、さらに興福寺宿院

許可された。善淵の奏上のなかにやはり平城天皇が登場す

破らず(宿心の通りにし)、天皇の冥助に資することでの目的が記される。文字通りのその意味は亡霊の宿心を

本文に次のようにある。「善淵自」在 |童齔 三之年上 平

城天皇別賜||恩隠|。荷」戴之徳 常念 結二精廬於陵次 以作二念仏之地 猶欲、灰、身。 自二宮車晏 聊且所と

世累未レ免者 以二得意一僧 代」身令二住持一 至::于帰

即便奉」資

||御霊||。丘山之恩

以補二万一一。

假使

而泣 将」果二出世之願」。 Í 顧 |簪纓||而胡顏|。 而年鬢漸衰。心事未」合。望 善淵が子供の頃、 平

平城の死後、 業を行い御霊を奉資しようと常に思ってきたこと、それが 山陵のそばに精廬を結んで念仏の地とし、善

城天皇からことに恩隠をうけたこと、宮車晏駕、すなわち、

こにも「御霊」の語があるが、平城天皇の恩に報いるので 果たせずに年を取り、 落胆していたことが述べられる。こ

淵は禅師親王(高岳親王)の堂舍の地に一舎を建てるとい あるから、これもやはり平城天皇の霊である。 そこで、善

買得して開墾し、 によるとして収公し勅旨田としたものであった。ここで上 れた。この田は、上の奏上に基づき、善淵が京内の荒地を うのである。貞観八年三月、 精舍修理の資としたものの、 平城京内の田が善淵に与えら 内蔵寮が格

上内親王の

あるかもしれない。大同四年三月に干害を防ぐために井

「吉野山陵」を掃除して読経をし、

嵯峨天皇

の奏上は「奉二為平城太上天皇」

建二精舍於陵次二」と簡

ŋ

出雲国に移すこととされた。これはもちろん、

承和

潔にまとめられた。

に入唐求法を志して、 に陵寺を造営しのたのであった。 彼らはこのような形で断続的に平城天皇の山陵(楊梅陵) ローズアップされた感が強い。 以上、真如や在原善淵によって平城天皇の存在がク 貞観三年三月に許可され、 西山の指摘するとおり、 なお、 真如はこの時期

入り、翌年に大宰府を出航した。

貞観五・六年の平野社の四神(今木神・久度神・古関神

よび桓武天皇)につながるかもしれない。貞観五年二月 比売神)に対する叙位は高野新笠に関係し、早良親王

沙門道珠を召し布米を与えたのは井上内親王と関 に使いを大和国吉野郡の高山に遣わして祭事をおこない (虫害のため)、一〇年七月に大和国吉野郡の深山にある わり

た伴健岑が赦に会い放免され入京するという報告があ た。さらに貞観七年五月に承和の変で隠岐国に配 の治世の弘仁元年一二月にやはり「吉野陵」で読経を行っ i流され

**—** 94 **—** 

の変に関わることがらである。また、多武峰墓 や鹿嶋神や阿多墓 (藤原良継)など藤原氏にまつ (貞観五 るが、寺院の点でまとめると、前掲のように、大同五年伊予親王・藤原吉子について桜木潤の研究が詳細であ

わることがらもある。これは藤原仲成や薬子とつながる

となったことは認められよう。当時、主として恐れられ で御霊とされた人物がこれ以外のケースでも慰撫の対象 明確に判断できる事例は多くないが、神泉苑の御霊会

霊は当時の人のさしあたって認識の外にあったのではな この時に問題となった形跡はないように思われる。 いかと思われる。 り一二〇年から三〇年程度の前の長屋王・吉備内親王の あった。表Ⅰをみる限り、長屋王や吉備内親王の怨霊が た怨霊はこれらおよびややさかのぼる井上内親王などで やは

行われた。 年七月に平城天皇の不予のために川原・長岡寺で誦経が 乙訓寺もやはり早良親王の追善と深く関わった。 陵で、ここにすでに八嶋寺があった。また、幽閉された (八一一) 年に空海は高雄山寺から乙訓寺に移り住み、 長岡寺とは乙訓寺のことと思われる。 大同五 弘仁二

御霊と寺院の関係を整理しておく。早良親王陵は八嶋

一年程度その修造に従事した。

仁天皇の願文が『性霊集』に収録される。それによると、 施入し誦経させたことが注目される。これに関わり、淳 の墾田を春秋悔過料として橘寺に施入し、 年正月に勅により大和国高市郡の贈皇后 七月に川原寺でも誦経が行われたこと、天長四(八二七) 綿を川原寺に (高志内親王

子の最期の地である。伊予親王・藤原吉子の場合、 この時、伊予親王の追善のために法華八講が行われ、空 幡墓であった。神泉苑の御霊会で祭られることはなか 式』諸陵寮によると、伊予親王の墓は山城国宇治郡の巨 川原寺で追善の行事などが行われたようである。 海ら当時の高僧が関わった。川原寺は伊予親王・藤原吉 『延喜 主に

墓は別に存在し、 あった。また、橘逸勢や文室宮田麻呂は霊感寺の創建よ でき、霊感寺と結びつくことはない。伊予親王の場合も 早良親王や井上内親王の陵と墓および寺院は別 彼と母藤原吉子の追善の場は Ш 原寺で

た井上内親王の宇智陵には霊安寺が付属した。

として祭られたことによって。長屋王・吉備内親王墓のて、かつ、消去法であるが、霊感寺・楢本神社・二つので、かつ、消去法であるが、霊感寺・楢本神社・二つの墓は藤原薬子の変と関わる可能性がもっとも強いと考える。ひとつは貞観期に平城太上天皇に関わる寺院(陵寺)の整備が考えられること、もうひとつは藤原仲成が御霊の整備が考えられること、もうひとつは藤原仲成が御霊をして祭られたことによって。長屋王・吉備内親王墓のとして祭られたことによって。長屋王・吉備内親王墓のとして祭られたことによって。長屋王・吉備内親王墓のとして祭られたことによって。長屋王・吉備内親王墓のとして祭られたことによって。長屋王・吉備内親王墓のとして祭られたことによって。長屋王・吉備内親王墓の

### 三 薬子の変と怨霊

るのは難しいと思われる。

可能性ももちろん考慮すべきであるが、そのまま理解す

仲成は早い段階で落命した。

弘仁元(八一〇)年、二所朝廷と呼ばれたような対立

藤原薬子と仲成を処罰する詔を出した。平城に近侍した美濃国府および故関(三関)を固め、藤原仲成を捕らえ、任命された。しかし、その直後、嵯峨天皇は伊勢・近江・出した。坂上田村麻呂・藤原冬嗣・紀田上らが造宮使にのなかで、九月に平城太上天皇は平城宮へ遷都する命をのなかで、九月に平城太上天皇は平城宮へ遷都する命を

わらず脱出を試みたが、大和国添上郡越田村で諦め平城平城太上天皇は藤原葛野麻呂や藤原真雄の諌言にもかからが美濃道を防いだ。平安京において仲成が射殺された。

から平城の東国脱出の報がもたらされた。坂上田村麻呂

藤原真夏や文室綿麻呂が平城宮から召され、

上毛野穎人

立していった。最後まで残ったのは薬子程度であった。平城に近侍した貴族たちは次々に離脱し、平城自身が孤うな動向のなかで、仲成と薬子の過酷な境遇が際立つ。宮にもどり剃髪入道した。藤原薬子は自殺した。このよ

がわかる。しかし、その後、神泉苑の御霊会で観察使(藤の時にすでに仲成や薬子の怨霊が問題となっていたこと象として藤原仲成御霊や藤原内侍御霊がみえるので、こ弘仁四年六月七日長講金光明経会式に、慰撫すべき対

なり不明確である。藤原仲成は祟りをなすことがなかっ原仲成)が御霊として慰撫の対象となるまでの状況はか

たとする見解もある。

月二四日勅は「大同以来 疾疫間発」と述べ班田の遅れ況を指摘し、たやすく賑給を請うことを禁じた。翌年七年五月二五日勅で賑給を行い政府の蓄えがなくなった状弘仁四年頃、飢饉や疫病の流行にみまわれていた。同

読が命じられ、 月に東国で地震が起き、九月に伝染病が発生した。 を受けていたことを示す。 がみえはじめる。 に臣下の封禄を削減することとなり、その後祈雨の記事 た。干害が発生したらしいが、 月に嵯峨天皇が不予となった。八年六月に祈雨が行われ たケースを次の年限の起点とすることを命じた。 一〇日に詔が出され、 今茲新苗播殖望絶」とあり、 諸国が言上した八年以前の租税未納の原 四月二三日詔に「去年秋稼燋傷不」収 諸国の金光明寺での金剛般若経転 この年も干害に悩まされ、七 八年の収穫が大きな打撃 翌年三月に水干害のため 七年九 九月

変の時、平城太上天皇に同行せず、弘仁三年に妃の地位天皇と酒人内親王の子で平城天皇の妃であった。薬子のる。弘仁八年四月、朝原内親王が死去した。朝原は桓武

を辞した。なお、その直後に同じく大宅内親王も妃の

となったが、即位前の延暦一三年に病気のため死去した。(藤原良継の女)との間の子で、平城の妻(皇太子妃)后藤原帯子の国忌を除いた。帯子は藤原百川と藤原諸姉位を辞した。弘仁八年五月に藤原緒嗣の奏により、贈皇

た。平城太上天皇は従三位に叙した。親王の母である。桓武の寵を受けたが、その死後出家し年八月、橘常子が死去した。彼女は桓武の后妃で大宅内平城の即位とともに顕彰され、皇后を贈られた。弘仁八

次いで九月に薬子の夫中納言藤原縄主が死去した。

たが、平城の動きに同調しなかった。一二月に右大臣藤た。この人物も前述したように、平城太上天皇に近侍ししなかった。中納言任命は弘仁三年。縄主の死去から約主は薬子の変の時に大宰帥の地位にありこの事件に関与主は薬子の変の時に大宰帥の地位にありこの事件に関与

原園人死去が死去した。

園人は嵯峨天皇の皇太弟時代に

免が認められた。

人死去したのである。残ったのは大納言藤原冬嗣、中納 あったに右大臣となった。短期間に、中納言以上の議政官が三 に結び皇太弟傅も任じられて以来、嵯峨の信頼を得、弘仁三年 辺の、

今麻呂・良峰安世・藤原三守であった。言藤原緒嗣・文室綿麿、参議秋篠安人・紀広浜・多治比言藤原緒嗣・文室綿麿、参議秋篠安人・紀広浜・多治比

であろう。

そもそも、

この計画は平城の周辺でも受け入

これらの上層の議政官のあいつぐ死去が怨霊と結合さ

伊予親王・藤原吉子追善のための法会との関わりを示して予親王事件の怨霊と結びつけられたと考えられる。桜伊予親王事件の怨霊と結びつけられたと考えられる。桜本潤がこの時の干害と最澄の経の長講や空海の関与した本潤がこの時の干害と最澄の経の長講や空海の関与した本潤がこの時の干害と最澄の経の長さの関わりを示した。

てい

る<sub>10</sub>

この時、

平城太上天皇周辺あるいは藤原薬子の変と関

近親であった藤原緒嗣であった。

性があると思わ 得られないが、 や薬子の怨霊が問題であり、 霊ではない。 わる人物が 相次いで死去したことは事実であり、 平城は存命であるからである。 れる。 薬子の変に関わる怨霊が認識された可能 しか Ĺ それはは平城太上天皇の周 これは平 城太上天皇の怨 やはり仲 確証は 成

葛野麻呂はこの計画に積極的に関与しなかったのは事実あったかは問題であるが、朝原・大宅内親王や藤原縄主・に結びつけられたのではなかろうか。平城自身がどうで辺の、最終的に仲成や薬子に同調しなかった人物の死去

子の怨霊はそういった平城周辺の人物に危害を及ぼした(および平城)が孤立していった印象が強い。仲成や薬れられず、平城の陣営から脱落者が続出し、仲成や薬子

われる。それを申し出たのは帯子の兄弟で仲成・薬子のる謝罪の意味があり、怨霊の慰撫とは位相が異なると思忌から除外したことはおそらく仲成や薬子の行為に対すと認識された可能性が強い。なお、藤原帯子の忌日を国と認識された可能性が強い。なお、藤原帯子の忌日を国

た。その後、天長元年七月に平城は没した。平城に日本平城宮の諸司の廃止や太上天皇号と服御物の辞退を求め、正が即位した(淳和天皇)。この前後に平城太上天皇はみてみる。まず、弘仁一四年に嵯峨天皇は譲位し大伴親外に、霊感寺に正税が与えられた天長五年頃の状況を

根子天推国高彦尊の諡号が贈られ、

楊梅陵に葬られた。

高彦尊天皇 在二大和国添上郡一。兆域東西二町・南北楊梅陵は『延喜式』諸陵寮に「平安宮御宇日本根子推国

四町。

守戸五烟」とある

四年正月の朝賀を停止し、天皇は踏歌節会にも出御しなさて、三年末頃から、淳和天皇は病気だったようで、

に死去した。

こととなり、五月頃から干害となり、空海が祈雨を行い、に、伊勢斎内親王(氏子内親王)が病気により退出するかった。これは稲荷神社の木を伐った罪とされた。二月

なった。これは北山神の妨げとされた。し、この傾向は五年まで続いた。同年五月に京が洪水に降雨となるようなこともあった。七月以降、地震が頻発

めであった。淳和天皇の法華八講の願文(天長皇帝為故原寺での誦経は伊予親王・藤原吉子の怨霊を慰撫するたうな事項である。天長四年正月の橘寺への墾田施入や川さまざまな対策が取られたが、注目すべきは以下のよ

たことがわかる。五年一一月に大宅内親王が出家したこは祈雨も行った。伊予親王・藤原吉子の怨霊が問題となっはこれと関係する。空海がこの法会に奉仕したが、空海

中務卿

親王捨

田及道場支具入橘寺願文

『性霊集』六)

いか。なお、大宅内親王はこの後、嘉祥二(八四九)年どと薬子の変がつながっていることを暗示するのではな元妃であった。この出家の事実はやはりこれらの災害なとにも留意したい。前述したように、彼女は平城天皇の

く、やはり、前の段階でそれに起因する現象が起きていたのはまちがいないが、それは突然に出現したわけでな真観の御霊会において、藤原仲成が御霊の一柱とされ

で、怨霊としての脅威はやや弱いと認識されたかもしれ自身に強く迫ったのではなかったと思われる。その意味に同調しなかった人物に危害を及ぼし、在位の嵯峨天皇ず、仲成(や薬子)の霊は、平城太上天皇の周辺で彼らず、と思われる。それとして明記されることはないが。またと思われる。

叙位・官社への編入の背景にあったのはこのようなことの創建(時期は不明であるが)、正税の施入、楢本神の

であったと憶測しておきたい

成や薬子の霊が問題となったことは推測できる。

ない。しかし、弘仁期後半および天長五年前後に藤原仲

本稿の結論を改めて示す。

- 三代実録』・『延喜式』の雲甘寺と同一実体で、霊感①『類聚国史』に登場する大和国の霊感寺とは『日本
- それに近接して、いわゆる長屋王・吉備内親王墓が(2)霊感寺は楢本神社(奈良県平群町)の東方に存在し、

寺が正しい名称である。

となって存在する、怨霊祭祀の場であった可能性が存在する(「双墓」)。これは墓・寺院・神社が一体

(3)霊感寺は薬子の変の際の怨霊(藤原仲成や藤原薬子)

ある。

(4彼らは弘仁期中頃、天長五年頃、貞観期前半頃に強)、 デーー・デーリンス

本神への叙位、官社への編入などの慰撫のための措

く怨霊として認識され、

霊感寺への正税の施入、

楢

結論を提示するものである。

置がとられた。

王・吉備内親王の墓が実は何かであるが、これは藤原仲最後に二つの問題を簡単に論じておく。まず、現長屋

うである。怨霊は、貞観期でもそうであるが、藤原仲成らである。怨霊は、貞観期でもそうである。もうひとつ。改めて、貞観期の、亡き平城太上天皇をめぐる動向を見てみると、平城自身が何か満足しない境遇にあったかのごとくた。平城自身が何か満足しない境遇にあったかのごとくた。平城自身が何か満足しない境遇にあったかのごとくがある。怨霊は、貞観期でもそうであるが、藤原仲成うである。怨霊は、貞観期でもそうであるが、藤原仲成うである。怨霊は、貞観期でもそうであるが、藤原仲成うである。怨霊は、貞観期でもそうであるが、藤原仲成らである。怨霊は、貞観期でもそうであるが、藤原仲成うである。怨霊は、貞観期でもそうであるが、藤原仲成うである。怨霊は、真観期でもそうであるが、藤原仲成りである。

変化しつつある状態を看取できるともいえようが、詳細や薬子の霊であった。怨霊のあり方(認識のあり方)が

稿は楢本神社が現在、当該の地にあることから出発したは不明である。これらについて今後の課題としたい。本

があるのは事実であるが、ひとつの仮説として、一応の論考であり、その点で、事実認定のうえで心許ない部分

注

それぞれについて典拠を示すことはしない。(1)以下の記述において六国史を根拠とすることが多いが、

- (2) 『式内社調査報告 京畿内
- (3) 『式内社調査報告 京畿内二

本国家の史的特質』古代・中世〈思文閣出版 一九九七(4)西山「〈陵寺〉の誕生」(大山喬平教授退官記念会編『日

年

二〇二〇年)

究』四七―二 二〇〇五年) (6) 桜木潤「嵯峨・淳和朝の「御霊」慰撫」(『仏教史学研

(8) 宮崎浩「貞観五年御霊会の政治史的考察」(『史学研究』一九七六年) - 九七六年) - 八十上満郎「御霊信仰の成立展開」(『奈良大学紀要』五(7) 井上満郎「御霊信仰の成立展開」(『奈良大学紀要』五

九六 二〇〇二年)

一九八 一九九二年)

霊と川原寺」(同『日本古代の神と霊』〈臨川書店安泰の祈願によるとする。また、大江篤「伊予親王の怨行)桜木注6論文。宮崎注8論文はこれを藤原冬嗣の北家

いずれの説にも従えない。 に復位されたのを受けて二人の復位も行われたとする。 問題となっておらず、伊予親王事件の関係者が弘仁元年 問題となっておらず、伊予親王事件の関係者が弘仁元年

付記

本稿はJSPS科研費18K00979・基盤研究①「日本古代の畿内・

奈良大学吉川敏子)に

近国における牧の総合的研究」(代表